
総務

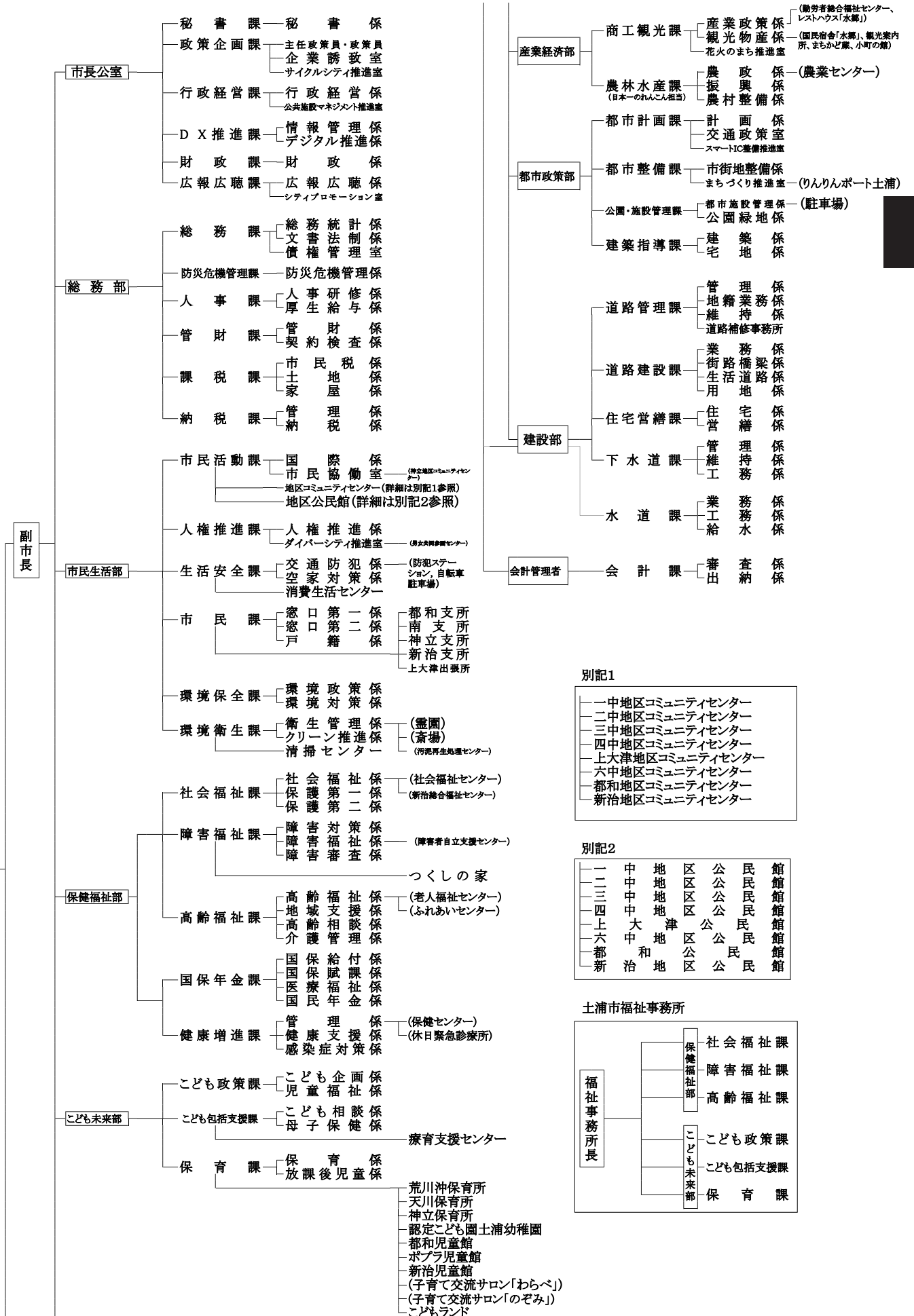


防災訓練（消火器噴霧）

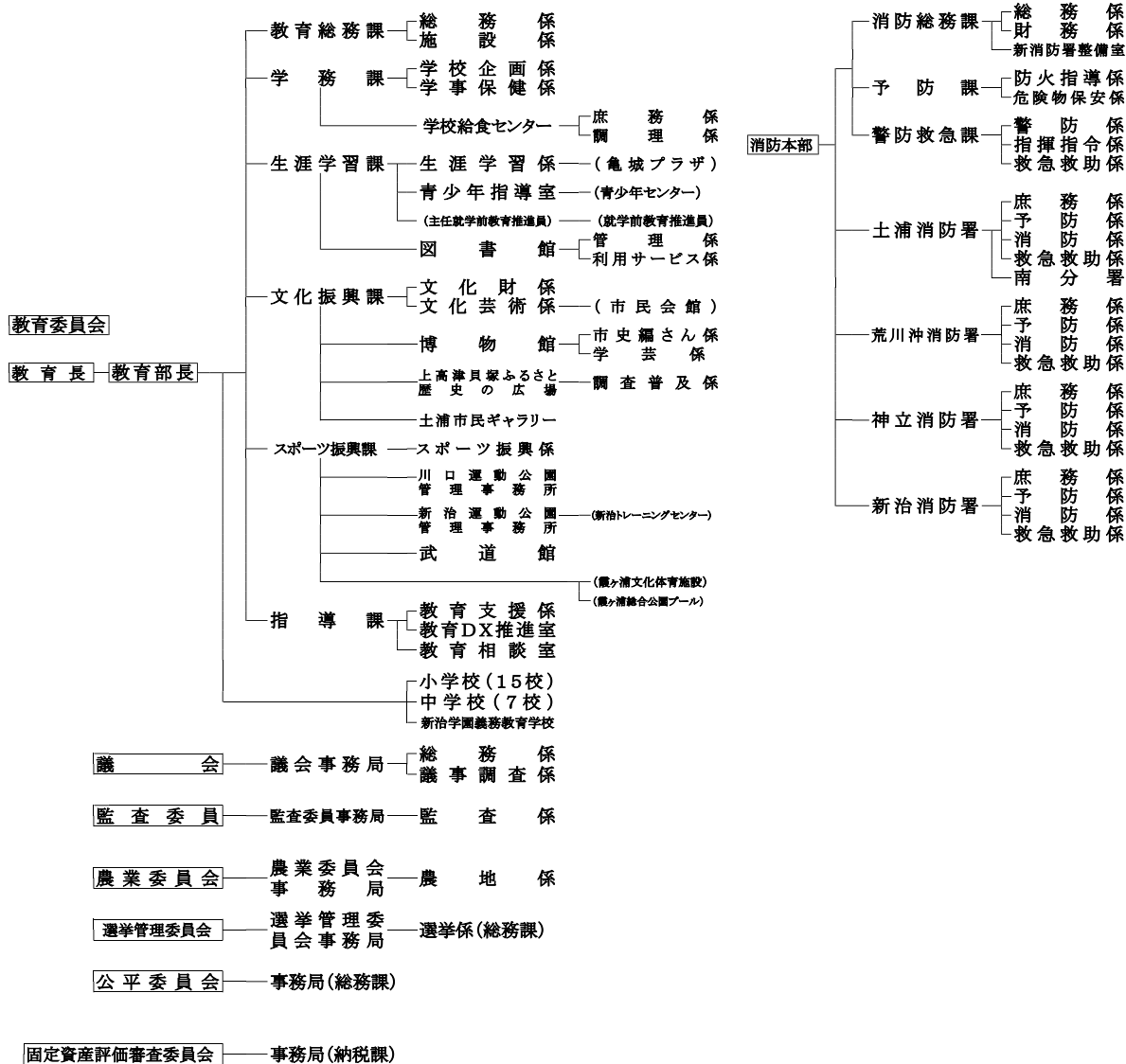
組織機構図	21	7 住居表示整備事業	34
1 歴代三役	23	8 町界町名整理事業	35
2 職員数	24	9 選挙	36
3 給与	26	10 市有財産	38
4 監査	27	11 防災	39
5 情報公開制度	29	12 本庁舎	40
6 個人情報保護制度	31		

令和7年度の土浦市組織機構図

令和7年5月7日現在（ ）内は所管施設名



総務



関係団体

[地方公共団体等]

茨城県

茨城県租税債権管理機構

茨城県後期高齢者医療広域連合

[一般財団法人]

土浦市産業文化事業団

土浦市農業公社

[社会福祉法人]

土浦市社会福祉協議会

[公益社団法人]

土浦市シルバー人材センター

[一般社団法人]

土浦市観光協会

[出資団体]

株式会社ラクスマリーナ

1 歴代三役

(1) 市長

代	氏 名	在 任 期 間	代	氏 名	在 任 期 間
1	中 山 好 一	昭16. 2. 6～昭18. 2.15	12 13	野 口 敏 雄	昭48.12.16～" 52.12.15 " 52.12.16～" 56.12.15
2	福 田 謹	" 18. 4.21～" 20. 5.30	14 15	箱 根 宏	" 56.12.16～" 60.12.15 " 60.12.16～" 62.10. 6
3 4	原 彪	" 20. 6.26～" 21. 3.13 " 21. 6.14～" 22. 1.28	16 17 18 19	助 川 弘 之	" 62.11.22～平 3.11.21 平 3.11.22～" 7.11.21 " 7.11.22～" 11.11.21 " 11.11.22～" 15.11.21
6 7	天 谷 虎之助	" 26. 4.24～" 30. 4.10 " 30. 5. 1～" 34. 4.30	20 21	中 川 清	" 15.11.22～" 19.11.21 " 19.11.22～" 23.11.21
8 9	天 谷 丑之助	" 34. 5. 1～" 38. 4.29 " 38. 5. 1～" 42. 4.29	22 23		" 23.11.22～" 27.11.21 " 27.11.22～令元.11.21
10	細 田 武	" 42. 4.30～" 46. 4.29	24 25	安 藤 真理子	令元.11.22～令 5.11.21 " 5.11.22～在 任 中
11	箱 根 宏	" 46. 4.30～昭48.11.05			

(2) 副市長

・平成19年3月31日までは助役 ・(2)印は第2分野担当助役

代	氏 名	在 任 期 間	代	氏 名	在 任 期 間
1	三 木 隆太郎	昭16 2.24～昭16.12.27	14	武 井 孝 三	昭49. 1.31～昭53. 1.30 " 53. 1.31～" 57. 1.30 " 57. 1.31～" 61. 1.30 " 61. 1.31～平 2. 1.30
2	菊 間 貞 太	" 18. 2.10～" 18. 5.29	15	西 海 雲 郎	" 52. 1. 1～昭56. 3.31(2) " 56. 4. 1～" 60. 3.31(2) " 60. 4. 1～平元. 3.31(2)
3	長谷川 長四郎	" 18. 8.25～" 20. 7.11	16	田 崎 文 雄	平 2. 1. 1～" 5.12.31 " 6. 1. 1～" 9.12.31
4	花 田 三 郎	" 20. 7.12～" 21. 2.28	17	筒 井 久 雄	" 3. 1. 1～" 3.11.30(2)
5	蛭 沢 高一郎	" 21. 3. 8～" 21. 6.25 " 21. 7. 5～" 22. 4.15	18	藤 本 明 人	" 4. 4. 1～" 8. 3.31(2) " 8. 4. 1～" 12. 3.31(2) " 12. 4. 1～" 16. 3.31(2)
6	川 崎 芳之助	" 22. 6. 5～" 26. 6. 4	19	高 橋 恵 一	" 10. 4. 1～" 13. 3.31
7	島 田 一 郎	" 24. 3.10～" 24. 6.24(2) " 24.10. 1～" 25.12.18(2)	20	砂 田 元	" 13. 4. 1～" 17. 3.31
8	河原井 長 平	" 26. 6. 8～" 30. 6. 7(2)	21	瀧ヶ崎 洋 之	" 17. 4.26～" 21. 4.25 " 21. 4.26～" 25. 4.25
9	菅 沢 肇	" 30. 6.11～" 34. 6.10 " 34. 6.11～" 38. 1.16	22	五 頭 英 明	" 20. 7. 1～" 24. 6.30 " 24. 7. 1～" 28. 6.30 " 28. 7. 1～令元.11.21
10	飯久保 孝 司	" 38. 7. 6～" 42. 7. 5	23	小 泉 裕 司	" 25. 4.26～平29. 4.25
11	坂 場 義 雄	" 42. 9.16～" 44. 3.31	24	東 郷 和 男	令元.12.25～令 5.12.24
12	柴 田 勉	" 44. 6.20～" 46. 1.11	25	栗 原 正 夫	" 2. 4. 1～" 4. 3.31
13	野 口 敏 雄	" 46. 6.23～" 48.11.26	26	片 山 壮 二	" 4. 4. 1～" 6. 6.30
			27	小 林 勉	" 6. 4. 1～在 任 中

(3) 収入役

代	氏 名	在 任 期 間	代	氏 名	在 任 期 間
1	菊 間 貞 太	昭16. 2.24～昭18. 2.10	8	西 海 雲 郎	昭49. 1.31～昭52. 3.31
2	斉 藤 浩	" 18. 9. 3～" 22. 9. 2 " 22. 9. 3～" 26. 9. 11 " 26.10.20～" 30.10.19 " 30.10.19～" 34.10.19	9	竹 中 章 浩	" 52. 4. 1～" 56. 3.31 " 56. 4. 1～" 60. 3.31 " 60. 4. 1～平元. 3.31
3	菅 谷 寅 二	" 38. 7. 5～" 39. 6.30	10	田 崎 文 雄	平元 4. 1～" 元.12.31
4	大 塚 庄一郎	" 39.10. 1～" 43. 9.30	11	日下部 晁	" 2. 1. 1～" 5.12.31 " 6. 1. 1～" 9.12.31
5	柴 田 勉	" 43.10. 1～" 44. 6.19	12	砂 田 元	" 10. 4. 1～" 13. 3.31
6	野 口 敏 雄	" 44. 6.20～" 46. 6.22	13	瀧ヶ崎 洋 之	" 13. 4. 1～" 17. 3.31
7	武 井 孝 三	" 46. 6.23～" 49. 1.30	14	五 頭 英 明	" 17. 4.26～" 20. 6.30

2 職 員 数

(1) 定数及び現員数の変遷

(令和7年4月1日現在)

年 別 区 分	令和3年4月1日		令和4年4月1日		令和5年4月1日		令和6年4月1日		令和7年4月1日	
	定 数 人	現員数 人	定 数 人	現員数 人	定 数 人	現員数 人	定 数 人	現員数 人	定 数 人	現員数 人
市 長 事 務 部 局	770	662	770	680	770	684	770	700	770	706
議 会 事 務 局	9	8	9	8	9	8	9	8	9	8
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	3	2	3	2	3	2	3	2	3	2
監 査 委 員 事 務 局	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
農 業 委 員 会 事 務 局	6	6	6	7	6	6	6	7	6	6
教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員	187	89	187	77	187	78	187	83	187	86
消 防 職 員	185	185	216	184	216	190	216	194	216	196
水 道 企 業 職 員	27	20	27	20	27	20	27	21	27	20
計	1,191	976	1,222	982	1,222	992	1,222	1,019	1,222	1,028
他の地方公共団体等への派遣職員	—	14	—	16	—	17	—	21	—	20

(2) 所属別職員数

(令和7年4月1日現在)

所 属	区 分	職員数	左 の 内 訳		所 属	区 分	職員数	左 の 内 訳	
			男	女				男	女
市長公室		1	1		都市政策部		1	1	
秘 書 課		6	3	3	都 市 計 画 課		12	11	1
政 策 企 画 課		11	9	2	都 市 整 備 課		9	8	1
行 政 経 営 課		7	6	1	公 園 ・ 施 設 管 理 課		9	8	1
D X 推 進 課		8	7	1	建 築 指 導 課		11	10	1
財 政 課		8	7	1	建設部		1	1	
広 報 広 聴 課		14	8	6	道 路 管 理 課		17	14	3
総務部		1	1		道 路 補 修 事 務 所		5	5	
総 務 課		16	12	4	道 路 建 設 課		23	20	3
防 災 危 機 管 理 課		7	5	2	住 宅 営 繕 課		14	12	2
人 事 課		11	8	3	下 水 道 課		23	21	2
管 財 課		15	13	2	会計課		7	2	5
課 税 課		29	16	13	市 長 事 務 部 局 計		706	421	285
納 税 課		20	14	6	水 道 課		20	18	2
市民生活部		1	1		水道企業職員計		20	18	2
市 民 活 動 課		11	7	4	議会事務局		8	5	3
地区コミュニティセンター		17	10	7	選挙管理委員会事務局		2	2	
人 権 推 進 課		8	4	4	監査委員事務局		4	3	1
生 活 安 全 課		10	7	3	農業委員会事務局		6	5	1
消 費 生 活 セ ン タ ー		2	2		教育委員会				
市 民 課		25	14	11	事 務 局		52	35	17
支 所 等		11	7	4	教 育 施 設		34	19	15
環 境 保 全 課		11	10	1	教 育 委 員 会 職 員 計		86	54	32
環 境 衛 生 課		19	14	5	消防				
清 掃 セ ン タ ー		12	11	1	消防本部		24	24	
保健福祉部		1	1		土 浦 消 防 署		82	78	4
社 会 福 祉 課		25	20	5	南 分 署		13	13	
障 害 福 祉 課		18	8	10	荒 川 沖 消 防 署		27	27	
つ く し の 家		8	5	3	神 立 消 防 署		27	27	
高 齢 福 祉 課		32	14	18	新 治 消 防 署		23	23	
国 保 年 金 課		26	12	14	消防職員計		196	192	4
健 康 増 進 課		23	6	17	合計		1,028	700	328
こども未来部		1	1		他の地方公共団体等への派遣職員		20	18	2
こ ども 政 策 課		9	5	4	内 訳	茨 城 県	2	2	
こども包括支援課		16	4	12		後期高齢者医療広域連合	1	1	
療育支援センター		13	4	9		社 会 福 祉 協 議 会	4	3	1
保 育 課		18	7	11		産 業 文 化 事 業 団	2	2	
保育所・認定こども園等		75		75		観 光 協 会	2	1	1
産業経済部		1	1			農 業 公 社	2	2	
商 工 観 光 課		12	10	2		茨城県防災航空隊	1	1	
農 林 水 産 課		15	13	2		いばらき消防指令センター	4	4	
						かすみがうら市	1	1	
						日 本 消 防 協 会	1	1	

総務

3 給 与

(1) 市長・副市長の給料及び期末手当

(令和7年4月1日現在)

区 分	現 行 給 料 月 額	期 末 手 当
市 長	968,000円	6月 170.0/100
副 市 長	790,000円	12月 170.0/100

(2) 給料表別平均給料額等

(令和7年4月1日現在)

区 分	職 員 数(人)	平均給料(円)	平均年令(才)
行 政 職 給 料 表	804	313,931	41.1
消 防 職 給 料 表	203	317,309	37.2
企 業 職 給 料 表	19	325,542	43.9
技 能 労 務 職 給 料 表	21	286,543	54.8
合 計	1,047	314,248	40.7

※フルタイム再任用職員を含み、特定任期付職員を含みません。

(3) 行政職給料表級別給料額等

(令和7年4月1日現在)

級 別	職 員 数(人)	平均給料(円)	最高給料(円)	最低給料(円)	平均年齢(才)
8 級	11	474,527	477,500	468,800	57.5
7 級	11	439,118	450,900	435,000	56.3
6 級	41	410,407	415,700	407,300	55.2
5 級	63	395,203	439,700	387,800	51.7
4 級	142	363,722	386,100	270,300	50.4
3 級	146	325,112	354,700	248,300	45.7
2 級	250	272,256	301,000	219,500	34.7
1 級	140	238,909	258,100	194,500	27.1
合 計	804	313,931	477,500	194,500	41.1

※フルタイム再任用職員を含み、特定任期付職員を含みません。

4 監 査

(1) 監査委員

委員数 識 見 委 員 1 名
議会選出委員 1 名

(2) 監査等実施状況

(単位：件)

区分 年度	定期監査	財政援助 団体等監査	出納検査	決算審査	工事監査	住民・事務 監査請求	計
2	84	3	36	66	0	8	197
3	84	3	36	64	1	8	196
4	81	2	36	67	0	3	189
5	82	2	36	68	0	3	191
6	83	1	36	73	1	7	201

(3) 定期監査

小・中学校……………令和 6 年10月
市長部局ほか……………令和 6 年10月～令和 7 年 2 月

(4) 財政援助団体等監査

かすみがうらマラソン大会実行委員会……………令和 6 年 5 月

(5) 現金出納検査

例月現金出納検査……………毎月25日

(6) 決算審査・基金の運用状況審査

一般会計・特別会計……………令和 6 年 7 月
企 業 会 計……………令和 6 年 7 月

(7) 財政健全化判断比率・資金不足比率審査

令和 6 年 7 月実施

(8) 工事監査

都和公民館屋上防水・外壁改修工事……………令和 6 年11月実施

(9) 住民・事務監査請求

土浦市地区長連合会補助金の返還を求める住民監査請求…………… 3 件
土浦市交通安全対策推進協議会補助金の返還を求める住民監査請求…………… 2 件
土浦市交通安全母の会補助金の返還を求める住民監査請求…………… 2 件

(10) 歴代監査委員

〈識見監査委員〉

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

氏 名	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日
菅 谷 幹	昭 和 2 2 年 8 月 3 1 日	昭 和 2 4 年 8 月 3 0 日
田 中 道之助	昭 和 2 4 年 6 月 1 5 日	昭 和 2 6 年 6 月 1 4 日
菅 谷 幹	昭 和 2 4 年 8 月 3 1 日	昭 和 2 6 年 8 月 3 0 日
土 屋 尹 直	昭 和 2 6 年 7 月 6 日	昭 和 2 8 年 7 月 5 日
久 松 佐 吉	昭 和 2 6 年 1 0 月 2 0 日	昭 和 2 8 年 1 0 月 1 9 日
菅 谷 幹	昭 和 2 9 年 3 月 2 4 日	昭 和 3 1 年 3 月 2 3 日
土 方 尚	昭 和 3 1 年 6 月 2 7 日	昭 和 3 3 年 6 月 2 6 日
土 方 尚	昭 和 3 3 年 6 月 2 7 日	昭 和 3 6 年 6 月 2 6 日
大 塚 庄一郎	昭 和 3 6 年 7 月 1 7 日	昭 和 3 8 年 6 月 2 4 日
吉 田 忠 重	昭 和 3 8 年 6 月 2 5 日	昭 和 4 1 年 6 月 2 4 日

関色色神平平神鈴上市椎椎林林藤市	口川川林田田林木野原木木田原	亀恵恵正公公正勝敏泰泰雪和	蔵一一雄敏敏雄男雄靖雄雄修修絵弘	昭和41年7月6日 昭和44年8月1日 昭和47年8月1日 昭和51年10月1日 昭和55年10月1日 昭和59年10月1日 昭和63年10月1日 平成4年10月1日 平成8年10月1日 平成12年10月1日 平成16年10月1日 平成20年10月1日 平成24年4月1日 平成28年4月1日 令和2年4月1日 令和6年4月1日	昭和44年7月5日 昭和47年7月31日 昭和51年7月31日 昭和55年9月30日 昭和59年9月30日 昭和63年9月30日 平成4年9月30日 平成8年9月30日 平成12年9月30日 平成16年9月30日 平成20年9月30日 平成24年2月29日 平成28年3月31日 令和2年3月31日 令和6年3月31日 在任中
------------------	----------------	---------------	------------------	---	--

〈議会選出監査委員〉

(令和7年6月20日現在)

氏 名	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日
西谷民家	昭和22年8月31日	昭和23年3月22日
中川房三	昭和23年3月24日	昭和24年5月28日
三好豊太郎	昭和24年5月28日	昭和26年4月29日
中西村興一郎	昭和24年5月28日	昭和26年4月29日
西谷民家	昭和26年5月10日	昭和28年5月9日
香取友三郎	昭和26年5月10日	昭和28年5月9日
佐野秀男	昭和28年5月18日	昭和29年9月20日
坂本久	昭和29年9月30日	昭和30年4月30日
吉田忠三郎	昭和30年5月11日	昭和33年5月10日
池田多喜司	昭和33年9月15日	昭和34年6月10日
関根豊吉	昭和34年6月10日	昭和37年5月30日
田中忠右衛門	昭和37年5月31日	昭和38年4月30日
菊池保次郎	昭和38年6月25日	昭和38年12月14日
本橋茂一	昭和39年3月25日	昭和42年4月30日
荒木馨	昭和42年6月23日	昭和46年4月30日
菊田正夫	昭和46年6月23日	昭和48年12月25日
海老原兵衛	昭和49年1月31日	昭和50年4月30日
坂本吉光	昭和50年6月21日	昭和52年9月25日
本橋道明	昭和52年9月26日	昭和54年4月30日
吉田定司	昭和54年6月25日	昭和58年4月30日
宮本次男	昭和58年6月25日	昭和60年6月22日
小坂真一	昭和60年6月24日	昭和62年4月30日
沼田義雄	昭和62年6月23日	平成元年6月26日
吉田信一	平成元年6月27日	平成3年4月30日
豊島男	平成3年6月25日	平成5年6月22日
中島一政	平成5年12月24日	平成7年4月30日
矢口迪夫	平成7年6月21日	平成8年12月13日
宮内敏昭	平成8年12月20日	平成11年4月30日
廣瀬昭玉	平成11年6月24日	平成13年6月18日
川口内中	平成13年6月20日	平成15年4月30日
竹田中	平成15年6月18日	平成17年8月31日
田盛	平成17年9月6日	平成19年4月30日
川原場	平成19年6月20日	平成22年3月24日
海老原	平成22年4月1日	平成23年4月30日
福篠	平成23年7月1日	平成25年8月31日
篠松	平成25年10月1日	平成27年4月30日
松下	平成27年6月25日	平成29年6月6日
内村	平成29年6月28日	平成31年4月30日
寺内	令和元年6月4日	令和3年3月31日
小坂	令和3年4月1日	令和5年4月30日
	令和5年6月23日	令和7年6月3日
	令和7年6月20日	在任中

5 情報公開制度

(1) 情報公開制度の概要

ア 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりである。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会

イ 対象情報

情報公開の対象となる情報は、次の要件のいずれも備えているものである。

(ア) 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)

(イ) 実施機関の職員が組織的に用いるもの

(ウ) 実施機関が保有しているものに記録されたもの

ウ 請求権者

情報の公開を請求できるものは、次のとおりである。

(ア) 市内に住所を有する個人

(イ) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(ウ) 市内に在勤又は在学する個人

(エ) 実施機関が行う事務事業に具体的利害関係を有するもの

なお、実施機関は、上記に掲げるもの以外のものから、「情報の公開の申出」があった場合においても、情報の公開に努めるものとする。

エ 公開システム

(ア) 請求の方法

情報の公開を請求するものは、情報公開請求書を実施機関に提出しなければならない。

実施機関は、請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内に情報を公開するかどうかについて決定しなければならない。また、14日以内に公開するかどうかを決定できない場合は、決定期間を30日を限度として延長することができる。

(イ) 公開窓口

情報公開制度を円滑に運営し、市民等に利用しやすい制度とするため、請求の受付、公開等を実施する窓口として「情報公開室」を設置している。

情報公開室では、①情報公開の案内及び相談、②公開請求の受付及び公開の実施、③市政資料等の閲覧、④コピーサービス等を行っている。

(ウ) 公開の方法

情報の公開は、請求があった情報の閲覧、視聴又は情報の写しの交付のいずれかによるものとする。

(エ) 費用の負担

情報の閲覧又は視聴は、無料とする。

情報の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(オ) 審査請求又は処分の取消しの訴え

請求者は、公開請求に対する処分に不服があるときは、行政不服審査法により審査請求ができる。また、水戸地方裁判所に処分の取消しの訴えをすることができる。

(2) 情報公開制度の運用状況

令和2年度から令和6年度までの情報開示の請求等の状況は、次のとおりである。

ア 公開請求の件数

年 度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
実施機関	請求の別	公開 請求	公開 申出	公開 請求	公開 申出	公開 請求	公開 申出	公開 請求	公開 申出	公開 請求	公開 申出
市長公室 市 長	市長公室	229		43		24		29	1	31	2
	総務部	14	8	21	6	36	15	54	14	17	16
	市民生活部	7	2	186	2	183	3	175	4	322	2
	保健福祉部	4		14	1	9		10	1	26	1
	こども未来部※1							1	3		1
	都市産業部	1	8								
	産業経済部※2				1	1				1	1
	都市政策部※2			6	13	3	6	9	11	5	9
	建設部	4	6	6	9	9	14	5	12	8	8
	市長部局計	259	24	276	32	265	38	283	46	410	40
教育委員会		2		5	3	11	2		1	8	2
農業委員会					1			1			
消防長			2		2		2	1	4	2	5
議会		8		7		5	1	2		2	
監査委員		26		14		13		5		12	
選挙管理委員会											
小 計		295	26	302	38	294	43	292	51	434	47
合 計		321		340		337		343		481	

※1 令和3年度に子ども・子育てに関する部署が再編され、こども未来部が新設された。

※2 令和3年度に都市産業部が分割再編され、産業経済部及び都市政策部となった。

イ 公開請求等に対する決定等の状況

年 度	決定等の 内容	公 開	一部公開	非公開	不存在	計	公開率
	請求の別						
令和2年度	公開請求	51	55	1	188	295	99%
	公開申出	5	21			26	100%
	計	56	76	1	188	321	99%
令和3年度	公開請求	69	93	2	138	302	99%
	公開申出	12	20	4	2	38	89%
	計	81	113	6	140	340	97%
令和4年度	公開請求	101	65		128	294	100%
	公開申出	16	21	6		43	86%
	計	117	86	6	128	337	97%
令和5年度	公開請求	62	62		168	292	100%
	公開申出	22	25	4		51	92%
	計	84	87	4	168	343	97%
令和6年度	公開請求	121	93	4	216	434	98%
	公開申出	17	27	2	1	47	96%
	計	138	120	6	217	481	98%

※なお公開率は、次の算式によっている。

$$\text{公開率(\%)} = (\text{公開} + \text{一部公開}) \div (\text{公開} + \text{一部公開} + \text{非公開})$$

6 個人情報保護制度

(1) 個人情報保護制度の概要

ア 用語の意義

(ア) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

(イ) 実施機関

個人情報の保護の責務を有し、個人情報の保護に関し必要な施策を講ずるものとされる市の機関は、次のとおりである。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会

イ 市の保有する個人情報の取扱い

個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守している。

(ア) 個人情報の保有の制限

個人情報の保有は、法令の定める所掌事務等を遂行するために必要な場合に限っている。

(イ) 利用目的の明示

本人から直接書面で個人情報を取得するときは、原則として、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければならない。

(ウ) 不適正な利用の禁止・適正な取得

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用したり、不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(エ) 正確性の確保

利用目的の範囲内で、個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(オ) 安全管理措置

個人情報の漏えい等の防止その他の安全管理措置を講じなければならない。

(カ) 従事者の責務

個人情報の取扱いに従事する職員は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用してはならない。

(キ) 利用及び提供の制限

法令に基づく場合等を除き、利用目的以外の目的のために個人情報を利用したり、提供してはならない。

ウ 自分の個人情報を管理するための開示請求等を保護

市が保有する個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の制度を設け、誰もが自分の個人情報を主体的に管理できる仕組みとした。

なお、開示等の請求を行うことができる者は、プライバシーを保護する観点から、個人情報の本人のほか、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人に限定している。

開示等の請求を行う者は、請求の内容に応じて、所定の請求書を実施機関に提出しなければならない。その際、本人又はその法定代理人若しくは本人から委任された代理人であることの確認をするため、運転免許証、マイナンバーカード等の身分証明書、委任状等の提示又は提出をしなければならない。

(ア) 開示請求

誰でも、市が保有する自分の個人情報の開示を請求することができる。

実施機関は、請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内に開示するかどうかについて決定しなければならない。また、14日以内に開示するかどうかを決定できない場合は、決定期間を30日を限度として延長することができる。

(イ) 訂正請求

市が保有する自分の個人情報の内容が事実でないと思料するときは、誰でも、その訂正を請求することができる。なお、訂正の請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

実施機関は、請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に訂正するかどうかについて決定しなければならない。また、30日以内に訂正するかどうかを決定できない場合は、決定期間を60日を限度として延長することができる。

(ウ) 利用停止請求

市が保有する自分の個人情報について利用目的の範囲を超えて保有されている、違法又は不当な方法により利用されている、不正な手段により取得されている、利用目的以外の目的のために利用され、又は提供されていると認めるときは、誰でも、その利用停止を請求することができる。なお、利用停止の請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

実施機関は、請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に利用停止するかどうかについて決定しなければならない。また、30日以内に利用停止するかどうかを決定できない場合は、決定期間を60日を限度として延長することができる。

(エ) 審査請求又は処分の取消しの訴え

開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する処分に不服があるときは、行政不服審査法により審査請求ができる。また、水戸地方裁判所に処分の取消しの訴えをすることができる。

(2) 個人情報保護制度の運用状況

令和2年度から令和6年度までの個人情報保護制度の運用状況は、次のとおりである。

ア 開示請求の状況

令和2年度から令和6年度までにあった開示請求は、次のとおりである。

(ア) 開示請求の件数

実 施 期 間		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市長 部 局	市 長 公 室	1			2	
	総 務 部	8	1	3	2	1
	市 民 生 活 部	6	9	7	6	10
	保 健 福 祉 部	11	12	16	5	13
	こども未来部※1					
	都 市 産 業 部	1				
	産 業 経 済 部 ※2					
	都 市 政 策 部 ※2		1		1	6
	建 設 部		2			1
	会 計 課	1	1			
市 長 部 局 計		28	26	26	16	31
教 育 委 員 会			2	1		3
農 業 委 員 会			1	3	4	
消 防 長		1	9	1	1	
議 会						2
総 計		29	38	31	21	36

※1 令和3年度に子ども・子育てに関する部署が再編され、こども未来部が新設された。

※2 令和3年度に都市産業部が分割再編され、産業経済部及び都市政策部となった。

(イ) 開示請求に対する決定の状況

決定等の内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開示	6	8	6	5	5
一部開示	16	26	21	14	25
非開示	1	1	1		1
不存在	6	3	3	2	5
合計	29	38	31	21	36

イ 訂正請求に対する決定の状況

決定の内容	令和3年度
訂正決定	4
非訂正	2
合計	6

7 住居表示整備事業

区 分	整 備 区 域	面 積	世帯人口
1 次 (昭47.11. 1)	大和町、生田町、千束町、大町、桜町一・二・三・四丁目、有明町、港町一・二・三丁目	1.24km ²	2,800世帯 9,968人
2 次 (昭49. 5. 1)	川口一・二丁目、東崎町、城北町、中央一・二丁目、大手町、文京町、立田町、田中一・二・三丁目	2.11km ²	3,630世帯 12,923人
3 次 (昭50. 5. 1)	真鍋一・二・三・四・五・六丁目 東真鍋町、西真鍋町、真鍋新町	2.33km ²	1,784世帯 6,351人
乙戸地区 (昭51. 9. 1)	乙戸南一・二・三丁目	0.60km ²	118世帯 420人
4 次 (昭52. 5. 1)	富士崎一・二丁目、下高津一・二・三・四丁目、国分町、中高津一・二・三丁目、天川一・二丁目、上高津新町	3.32km ²	3,294世帯 12,055人
5 次 (昭54. 5.20)	蓮河原新町、小松一・二・三丁目、千鳥ヶ丘町、小松ヶ丘町、霞ヶ岡町、桜ヶ丘町、小岩田東一・二丁目、小岩田西一・二丁目	3.12km ²	3,165世帯 11,078人
6 次 (昭55. 5.20)	並木一・二・三・四丁目 都和一・二・三丁目	1.20km ²	1,736世帯 6,180人
湖北地区 (昭56. 3. 1)	湖北一・二丁目	0.31km ²	73世帯 230人
7 次 (昭58. 5.20)	中村南一・二・三・四・五・六丁目 西根南一・二・三丁目、北荒川沖町	1.55km ²	2,437世帯 7,993人
8 次 (昭61. 9. 1)	荒川沖東一・二・三丁目、荒川沖西一・二丁目 中荒川沖町	1.24km ²	1,782世帯 5,339人
9 次 (昭63. 8. 1)	神立中央一・二・三・四・五丁目、神立東一・二丁目	1.58km ²	2,108世帯 5,668人
中村西根地区 (平 1. 6. 1)	西根西一丁目、卸町一・二丁目	0.41km ²	110事務所
木田余地区 (平 6. 5.30)	木田余東台一・二・三・四・五丁目	0.71km ²	254世帯 736人
上高津団地地区 (平 9. 5. 1)	上高津新町（街区を追加）	0.03km ²	0世帯 0人
田村・沖宿区画整理地区 (平10. 9.21)	おおつ野一・二・三・四・五・六・七・八丁目	1.00km ²	48世帯 136人
若松町周辺地区 (平12. 3. 6)	若松町、東都和、木田余西台、真鍋四・六丁目（街区を追加）	0.93km ²	1,538世帯 4,183人
永国東町・中高津町一部 (平15. 3. 3)	永国東町・中高津一丁目（街区を追加）	0.30km ²	594世帯 1,887人
中村東町地区 (平16.11. 8)	中村東一・二・三丁目	0.28km ²	363世帯 1,052人

①世帯数及び人口は施行3カ月前調査時の数である。

②本市の住居表示実施率は、市街化区域の68.80パーセントである。

③住居表示を実施した後に建物を新築又は増改築等により出入口が変更になった場合は、申請により住居番号を設定する。

④住居表示変更証明書を交付する。

8 町界町名整理事業

区 分	整 備 区 域	面 積	世帯人口
烏山地区 (平 3. 9. 2)	烏山一・二・三・四・五丁目	1.37km ²	1,327世帯 4,371人
永国台 (平 5. 3.29)	永国台	0.13km ²	0世帯 0人
板谷地区等 (平 6. 2. 7)	板谷一・二・三・四・五・六・七丁目 並木五丁目、都和四丁目、東若松町	2.01km ²	1,736世帯 5,110人
栗野地区 (平 7. 5. 1)	栗野町	1.35km ²	74世帯 305人
土浦北工業団地 (平8. 3.22)	紫ヶ丘	0.417km ²	0世帯 0人
瀧田土地区画整理地区等 (平11.11. 9)	滝田一・二丁目	0.21km ²	5世帯 14人
東並木町・西並木町 (平12.10. 2)	東並木町・西並木町	0.48km ²	293世帯 774人
蓮河原町・田中町地区 (平14.11.11)	蓮河原町・田中町	0.57km ²	95世帯 274人
中都町・笠師町地区 (平14.11.11)	中都町一・二・三・四丁目、笠師町 並木五丁目（境界変更）	1.64km ²	176世帯 597人
小山田地区 (平21. 8. 1)	小山田一・二丁目	0.69km ²	214世帯 621人

①世帯数及び人口は施行3カ月前調査時の数である。

②住所の混乱している市街地周辺地域における大字名と行政町名（通称名）による住所の二重呼称等を解消するため、地方自治法の規定に基づき、町界及び町名を整理する事業である。

③町界町名変更証明書を交付する。

9 選挙

(1) 土浦市の選挙有権者の推移（定時登録者数）

年度	男	女	計
2	58,640	59,457	118,097
3	58,703	59,240	117,943
4	59,029	59,381	118,410
5	59,130	59,442	118,572
6	59,156	59,284	118,440

※各年9月1日現在。

(2) 各種選挙の概要

選挙名		執行年月日	選挙当日の有権者数(人)			投票者(人)			投票率(%)		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計
県議会議員	土浦市選挙区	18.12. 10	53,106	54,102	107,208	23,882	25,685	49,568	44.97	47.48	46.24
	新治郡選挙区		無投票			—	—	—	—	—	—
市議会議員		19. 4. 22	56,281	57,631	113,912	30,716	34,073	64,789	54.58	59.12	56.88
参議院議員		19. 7. 29	57,517	58,566	116,083	31,389	31,483	62,872	54.57	53.76	54.16
市長		19.11. 4	56,904	58,095	114,999	—	—	—	—	—	—
衆議院議員		21. 8. 30	57,934	58,888	116,822	38,555	38,737	77,292	66.55	65.78	66.16
県知事		21. 8. 30	57,887	58,828	116,715	38,433	38,656	77,089	66.39	65.71	66.05
参議院議員		22. 7. 11	58,142	59,069	117,211	32,291	32,193	64,484	55.54	54.50	55.02
県議会議員		22.12. 12	57,492	58,476	115,968	24,352	25,403	49,755	42.36	43.44	42.90
市議会議員		23. 4. 24	57,138	58,142	115,280	26,134	28,184	54,318	45.74	48.47	47.12
市長		23.11. 6	57,556	58,424	115,980	—	—	—	—	—	—
衆議院議員		24.12. 16	58,336	58,980	117,316	33,648	32,999	66,647	57.68	55.95	56.81
参議院議員		25. 7. 21	58,250	58,925	117,175	29,544	28,741	58,285	50.72	48.78	49.74
県知事		25. 9. 8	57,547	58,396	115,943	16,507	16,100	32,607	28.68	27.57	28.12
衆議院議員		26.12. 14	58,112	58,813	116,925	30,889	30,547	61,436	53.15	51.94	52.54
県議会議員		26.12. 14	57,491	58,321	115,812	30,751	30,472	61,223	53.49	52.25	52.86
市議会議員		27. 4. 26	56,852	57,854	114,706	26,794	28,755	55,549	47.13	49.70	48.43
市長		27.11. 8	57,189	58,100	115,289	16,366	16,394	32,760	28.62	28.22	28.42
参議院議員		28. 7. 10	59,207	59,942	119,149	29,141	28,752	57,893	49.22	47.97	48.59
県知事		29. 8. 27	58,317	59,181	117,498	22,846	23,461	46,307	39.18	39.64	39.41
衆議院議員		29.10. 22	59,247	59,856	119,103	30,094	30,125	60,219	51.01	50.47	50.74
県議会議員		30.12. 9	58,363	59,124	117,487	20,050	20,988	41,038	34.35	35.50	34.93
市議会議員		31. 4. 21	57,588	58,580	116,168	24,225	26,229	50,454	42.07	44.77	43.43
参議院議員		1. 7. 21	58,659	59,401	118,060	25,835	25,949	51,784	44.04	43.68	43.86
市長		1.11. 10	58,012	58,822	116,834	21,231	22,411	43,642	36.60	38.10	37.35
県知事		3. 9. 5	57,990	58,759	116,749	19,122	19,594	38,716	32.97	33.35	33.16
県議会議員補欠		3. 9. 5	57,989	58,757	116,746	18,508	18,805	37,313	31.92	32.00	31.96
衆議院議員		3.10. 31	58,592	59,167	117,759	30,327	30,554	60,881	51.76	51.64	51.70
参議院議員		4. 7. 10	58,730	59,240	117,970	27,353	27,294	54,647	46.57	46.07	46.32
県議会議員		4.12. 11	無投票			—	—	—	—	—	—
市議会議員		5. 4. 23	57,696	58,348	116,044	22,428	24,223	46,651	38.87	41.51	40.20
市長		5.10. 22	58,268	58,766	117,034	16,320	17,435	33,755	28.01	29.67	28.84
衆議院議員		6.10. 27	58,878	59,097	117,975	30,343	30,572	60,915	51.54	51.73	51.63

選挙名		執行年月日	立候補者数	定数	最高位当選者得票数	最下位当選者得票数
県議会議員	土浦市選挙区	18. 12. 10	5	3	14,897	9,268
	新治郡選挙区		2	2	—	—
市議会議員		19. 4. 22	42	28	2,356,805	1,370
参議院議員		19. 7. 29	6	2	540,174	427,297
市長		19. 11. 4	1	1	—	—
衆議院議員		21. 8. 30	3	1	147,865	落(次) 114,204
県知事		21. 8. 30	6	1	743,945	落(次) 318,605
参議院議員		22. 7. 11	7	2	499,566	307,022
県議会議員		22. 12. 12	4	3	19,652	12,556
市議会議員		23. 4. 24	36	28	2,345	1,159
市長		23. 11. 6	1	1	—	—
衆議院議員		24. 12. 16	6	1	91,121	落(次) 45,377
参議院議員		25. 7. 21	6	2	560,642	204,021
県知事		25. 9. 8	2	1	489,832	落(次) 257,625
衆議院議員		26. 12. 14	3	1	119,116	落(次) 85,120
県議会議員		26. 12. 14	5	3	21,484	11,383
市議会議員		27. 4. 26	41	28	2,772	1,134
市長		27. 11. 8	2	1	21,129	落(次) 11,110
参議院議員		28. 7. 10	6	2	609,636	306,050
県知事		29. 8. 27	3	1	497,361	落(次) 427,743
衆議院議員		29. 10. 22	3	1	102,820	落(次) 96,987
県議会議員		30. 12. 9	4	3	11,306	10,658
市議会議員		31. 4. 21	31	24	2,791,541	1,222
参議院議員		1. 7. 21	5	2	23,752	11,617
市長		1. 11. 10	2	1	23,610	落(次) 19,541
県知事		3. 9. 5	2	1	659,459	落(次) 168,876
県議会議員補欠		3. 9. 5	3	1	21,579	落(次) 12,050
衆議院議員		3. 10. 31	2	1	125,703	落(次) 113,570
参議院議員		4. 7. 10	8	2	23,538	12,348
県議会議員		4. 12. 11	3	3	—	—
市議会議員		5. 4. 23	32	24	3,313	1,120,404
市長		5. 10. 22	2	1	29,598	落(次) 3,610
衆議院議員		6. 10. 27	3	1	120,434	落(次) 107,305

10 市有財産

市有財産土地及び建物総括表

令和7年4月1日現在
(単位：㎡)

区分	土地(地積)			建物				延面積計			
	木造(延面積)			非木造(延面積)				延面積計			
	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	決算年度末 現在高
1 本庁舎	5,878.25		5,878.25				36,110.23	36,110.23		36,110.23	36,110.23
2 その他の行政機関	イ 消防施設	(6,403.74)	(6,516.04)								
	その他の施設	6,403.74	33,159.17	630.49		630.49	8,538.23	8,538.23		9,168.72	9,168.72
3 公共財産	イ 学校	(243.00)	(243.00)	38.07		38.07	9,669.20	9,669.20		9,707.27	9,707.27
	教育関係その他の施設	△35.62	562,047.86	1,434.51		1,434.51	55,823.35	55,823.35		57,257.86	57,257.86
	ハ 公営住宅		128,273.17	477.30		477.30	67,223.02	67,223.02		67,700.32	67,700.32
	ニ 公園	(428.00)	(17,309.28)	273.72		273.72	1,102.88	1,102.88		1,376.60	1,376.60
	その他の本施設	(△4,515.64)	(28,535.28)	3,483.97	72.87	3,556.84	114,600.94	114,600.94		118,084.91	118,157.78
4 普通財産	イ 収益財産		163,015.68	115.12		115.12	132.49	132.49		247.61	247.61
	その他の施設	△19,632.07	423,325.23	74.14		74.14	29,455.55	29,455.55		29,529.69	29,529.69
	計	(2,316.10)	(71,058.30)	9,088.42	72.87	9,161.29	478,197.96	478,280.91	82.95	487,286.38	487,442.20

注 道路橋梁、堤塘、河川、漁港は含まず。
() 書きは、土地開発基金財産で内書きである。

11 防 災

(1) 土浦市地域防災計画

災害対策基本法第42条及び土浦市防災会議条例第2条の規定に基づき、市・県及び防災関係機関や公共的団体、その他市民がその有する全機能を発揮し、市の地域における防災に関し、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び復興対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(2) 自主防災組織の結成支援及び育成

住民の隣保協同の精神に基づき、震災等に対する心得の会得、火災予防、初期消火及び応急救護活動等に関し、自主的な防災活動を行うことにより地震その他の災害予防及び被害の軽減を図るために各町内を単位とした自主防災組織の結成支援及び育成を図る。

団体数	組織率
148	86.5%

補助制度 自主防災組織結成事業補助金
自主防災組織資機材等整備事業補助金
自主防災組織運営補助金

(3) 土浦市地域防災サポーターの育成

災害発生時の被害を軽減するには、市民一人ひとりの防災意識を高め、地域住民による共助の取り組みを促進させる必要がある。

地域の連携や防災力の強化を図るため、防災訓練や研修会の企画、運営等、地域の防災活動を支える「地域防災サポーター」を育成する。

地域防災サポーターの条件

- ・防災士の有資格者
- ・ボランティアとして地域での防災活動を行う意思のある方

地域防災サポーター数：84名（令和7年4月現在）

(4) 防災訓練

災害時における円滑な防災活動と住民相互の協力体制の強化並びに防災に関し理解と意識の高揚を図ることを目的に、例年、市と市地区長連合会との共催により開催

※令和6年度は11月16日に開催

(5) 災害時における協定

市では平成6年度より、災害時における協力・支援体制の構築を目的に協定の締結を推進

協定締結数：65団体（令和7年4月現在）

(6) 防災行政無線・地域防災無線

○防災行政無線

市内215箇所に設置しており、防災防犯情報等の放送を行なっている。また難聴地域は戸別受信機にて対応

○地域防災無線（IP無線）

携帯電話の電波網を利用した防災関係機関との無線通信システムで市役所と各関係機関及び関係機関相互の通信が可能となるもので、現在103箇所に設置

(7) 防災講演会

防災意識の高揚を目的に例年開催

※令和6年度は令和7年2月2日に開催

(8) その他防災対策

中学校への防災井戸や耐震性貯水槽の整備をはじめとする災害時給水対策や、各種備蓄品の配備・更新、地域と学校の連携による防災訓練の支援、救命講習会の開催など、減災に資する各種対策を進め、地域防災力の充実・強化を図っている。

12 本庁舎

(1) 事業の経過

新庁舎整備計画は、昭和59年に庁舎建設検討委員会が設置され、旧庁舎における課題、庁舎の位置、規模等を段階的に検討してまいりました。また、昭和63年には庁舎建設基金条例を制定し、平成元年に第1回の積立を開始しました。

平成6年には庁舎建設懇談会から7箇所の立地候補地の提言をいただきましたが、その後は、厳しい社会経済情勢が影響し具体的な検討に着手することが困難な状況が続いていました。



平成18年の新治村との合併を受けて、庁舎の位置を含む基本構想を策定することとなり、平成23年に、市民・関係団体・市議会の代表者など17名で構成する土浦市庁舎建設審議会を設置し、平成24年8月までの1年間で6回の審議会を開催するとともに、先進事例視察を2回実施し、庁舎の位置、規模及び機能に関する答申をいただきました。その後、答申を踏まえ平成24年12月に新庁舎整備基本構想を策定し、平成24年第4回市議会において庁舎の位置に関する条例を議決、平成25年3月に新庁舎整備基本計画を策定しました。その基本計画を基に平成26年3月に実施設計を取りまとめ、同5月に工事に着手し、平成27年8月に竣工、同9月に開庁しました。

(2) 基本構想の概要

① 本庁舎の必要性

以前の庁舎は、行政需要の増大や市町村合併を受けて、本庁舎を含めた4庁舎から構成されており、この庁舎の分散配置は市民の利便性を低下させ、さらに執務空間の狭あい化も加わり事務効率を悪化させておりました。

また、東日本大震災の経験から、老朽化に加え耐震性に問題があった旧本庁舎では防災拠点として十分な機能を果たせない可能性があり、さらに、高齢化社会を迎え、高台に位置する旧本庁舎には、ユニバーサルデザインの観点からも課題がありました。

これら多様な喫緊の課題について根本的な対策を行うためには、庁舎の統合、移転の速やかな実現を図る必要があります。

② 本庁舎の基本理念

- ア コンパクトシティを実現し中心市街地活性化など地域経済に寄与する庁舎
- イ 来庁者のアクセスなど市民サービスの利便性・快適性が確保された庁舎
- ウ 地震などの災害に強く、安全・防災拠点の中核機能を果たせる庁舎
- エ 自然エネルギー活用や省エネルギー対策など持続可能社会を体現する庁舎

③ 本庁舎の位置の選定

土浦市庁舎建設審議会答申の建設候補地2箇所について、「市民の利便性」「持続可能なまちづくりへの貢献性」「経済性」「迅速性」の4つの視点からウララを庁舎の位置として選定しました。

(3) 基本計画の概要

① 本庁舎の基本コンセプト

- ア 中心市街地活性化に資する庁舎
- イ 市民の利便性・快適性に寄与する庁舎
- ウ だれにでも使いやすい庁舎
- エ 安心で安全な市民生活を提供する庁舎

- オ 環境に優しい庁舎
- カ 長期間使い続けられる庁舎
- キ 効率的で職員が働きやすい庁舎
- ク 市民に開かれた議会
- ケ 駐車場、駐輪場の整備

② 事業スケジュール

- 平成25年度 基本・実施設計
- 平成26年度 整備工事
- 平成27年 9 月 現庁舎に移転

③ 工事概要

- 耐震補強工事：ブレース設置工事、既存柱ブレース補強工事等
- 外壁改修工事：開口部設置工事、塗装工事等
- 内装改修工事：OAフロア設置工事、天井・間仕切り改修工事等
- 既存撤去工事：既存内装撤去工事、設備機器撤去工事等
- その他工事：仕上げユニット工事等

(4) 基本設計の概要

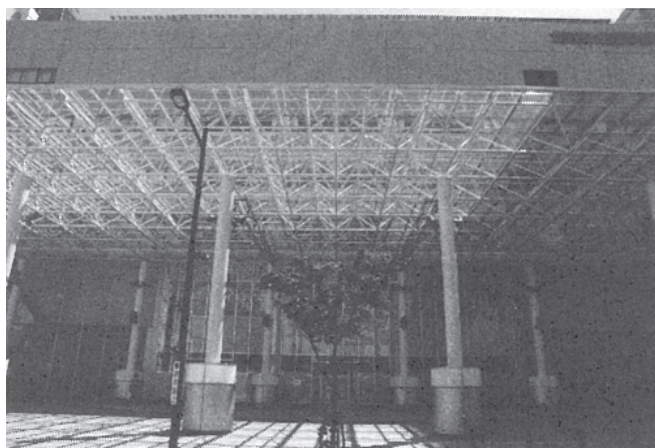
① 中心市街地活性化に資する庁舎

■本庁舎が駅前に移転

「人が憩い・集い・賑わう」中心市街地の拠点施設を開設しました。

ウララ広場に大きな屋根を掛けて庁舎の顔となる施設に整備しました。

市民が気軽に利用できる多目的な広場空間の整備をしました。市民ラウンジと外のウララ広場を結び、建物の内外を一体的に活用できる空間を設けました。



② 市民の利便性・快適性に寄与する庁舎

■総合窓口の整備

市民課総合窓口で取り扱う業務を見直し市民総合窓口の充実を図りました。また、高齢・障害・介護分野などの福祉サービスを統合する福祉総合窓口を設置し、わかりやすく手続きできるよう、案内誘導するコンシェルジュを配置し、新しいシステムを導入しました。

■待合スペースの充実

ゆとりある待合スペースを確保しました。

■市民利用スペース

土曜・日曜や夜間など閉庁時間も利用できる市民ラウンジを配置しました。

③ だれにでも使い易い庁舎

■ユニバーサルデザイン・バリアフリー

高齢者や車椅子利用者にも使いやすい、ローカウンターを中心に設置しました。

各階に車椅子利用者にも使いやすい、多目的トイレを設置しました。

④ 安心で安全な市民生活を提供する庁舎

■安全対策の充実

災害時に防災拠点として利用する為、耐震補強を行いました。また、災害時の業務継続のため、ライフラインの復旧までの、電気・水道のバックアップを確保しました。

帰宅困難者の一時退避スペースを確保しました。

⑤環境にやさしい庁舎

■自然エネルギーの利用

開口部を設置し自然通風、自然採光を行いました。エネルギーの使用を抑制するため、太陽光発電装置の改修を目指しました。

■LED照明

省エネルギー化を図るためLED照明を積極的に導入しました。

⑥長期間使い続けられる庁舎

■フレキシブルな空間設計

間仕切りのないワンルームとし組織の変更にも対応できる空間としました。

■維持管理の容易性

耐久性と維持管理に配慮した材料を採用し、保守経費の軽減を図りました。

⑦効率的で職員が働きやすい庁舎

■業務連携に重点を置いた配置をしました。

⑧市民に開かれた議会

■議場の整備

議会の内容をモニターで視聴できる市民スペースを設置しました。

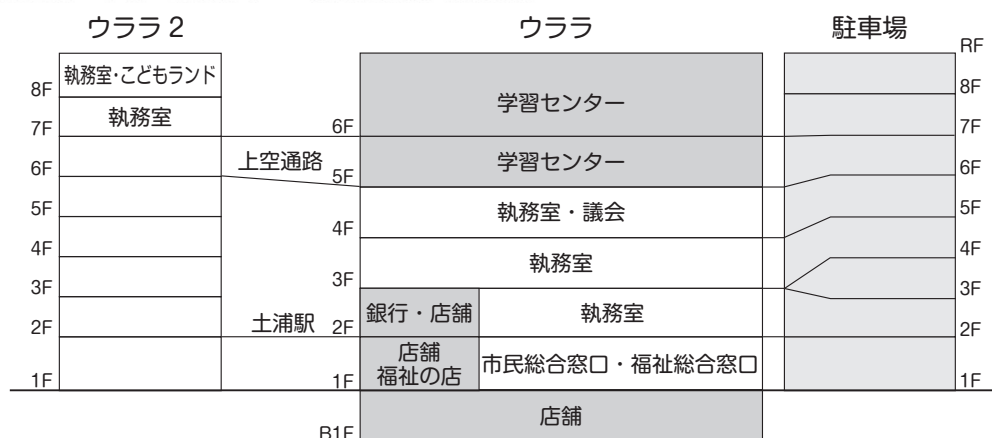
傍聴席へは、分かり易い導線計画としました。また、車椅子利用者が容易に傍聴できるよう段差部分にはスロープを設置しました。

⑨駐車場・駐輪場の整備

■土浦駅東・西駐車場・駐輪場の活用を図りました。

■車椅子利用者や高齢者等に優しく広い駐車スペースを増設しました。

■敷地内に平面の駐輪スペースを設置しました。



「災害時防災拠点の役割を担う」

- ・建物耐震補強 保有水平耐力1.5倍にUP
- ・市の中心となる防災指令所
- ・災害時用 → 自家発電システム
- ・1・2階共用スペースは一時避難所として利用
- ・防災備蓄倉庫の設置
- ・屋外ウララ広場と連携 大屋根設置、防災広場として利用

〈防災・設備計画〉

■災害へ配慮し信頼性の高い設備システムを構築

震災や水害などの災害時においても災害対策本部および一時避難所として建物が機能する設備インフラを整備しました。

■フレキシブルな設備計画

将来の市民サービスのあり方の変化や、それに伴う庁舎内のレイアウト、システムの変更などにフレキシブルな対応を可能としました。

将来の機器更新に配慮した機器配置としました。

メンテナンスの容易なシステム設計としました。

■環境への配慮

省エネルギー型・高効率型・機器節水型を採用しました。空調は外気冷房を積極的に採用しました。

■経済性への配慮

電力幹線の一部など既存設備をできるだけ利用し、イニシャルコストを極力抑える方針としました。

照明制御システムなどの採用によりランニングコストを削減しました。

〈耐震補強〉

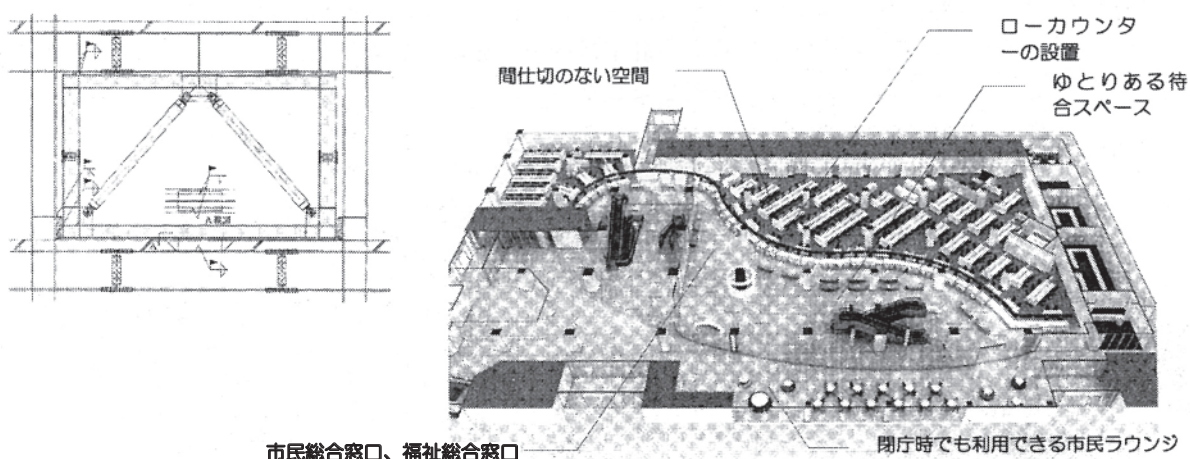
本建物は市庁舎として利用される目的に改修しました。大地震時の耐震安全性の区分は行政庁舎に求められる強度としました。

一般建物の1.5倍の耐震性能をもつように補強をしました。

■ブレース新設

耐震性能を増強するために新たなブレースを、既存の柱や梁に取付けました。

又、柱及び壁の部分補強を行いました。



〈建築概要〉

建築物名称	：ウララ及びウララ2
建築主	：土浦市
建設地	：茨城県土浦市大和町1外
地域、地区	：[用途地域]商業地域 [防火指定]防火地域
許容建ぺい率	：100%(80%+耐火、角地)
許容容積率	：600%
主要用途	：事務所(市役所)、店舗、 公共施設、共同住宅、 駐車場
改修面積	：ウララ 27,000㎡ ウララ2 1,250㎡

